

平成 29 年 3 月
浜田市議会定例会議案

平成 29 年 2 月 24 日

平成 29 年 3 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 議案第 1 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 浜田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市弥栄運動広場施設条例の制定について
- 議案第 8 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 浜田市石州和紙会館条例の制定について
- 議案第 13 号 浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 市道路線の認定について（有福 56 号線外）
- 議案第 15 号 平成 28 年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 16 号 平成 28 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 平成 28 年度浜田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 18 号 平成 28 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 19 号 平成 28 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 20 号 平成 28 年度浜田市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 平成 28 年度浜田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 28 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 平成 28 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 24 号 平成 29 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 25 号 平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 29 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計予算

- 議案第 28 号 平成 29 年度浜田市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 29 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 29 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 29 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 29 年度浜田市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 29 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 35 号 平成 29 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 1 号

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。
別表浜田市ウイルス性肝炎進行防止対策審議会委員の項を削る。

議案第 2 号

浜田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

浜田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(浜田市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 浜田市個人情報保護条例（平成17年浜田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号エ中「第28条」を「第29条」に改める。

(浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年浜田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち浜田市個人情報保護条例第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条第2号において同じ。)」を加える。

第3条のうち浜田市個人情報保護条例第34条の見出し及び同条を改め、同条に各号を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年浜田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部浜田学校給食センター敷地の項の次に次のように加える。

浜田教育センター	浜田市長沢町 1550 番地 1
----------	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部三宮児童公園の項の次に次のように加える。

河内町	浜田市河内町 1692 番地 5
-----	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部石見公民館宇津井分館敷地の項の次に次のように加える。

石央物流団地	浜田市下府町 327 番地 32
--------	------------------

別表第 1 3 受信設備（浜田自治区）の部唐鐘公民館敷地の項中「国分町 1981 番地 290」を「国分町 651 番地 1」に改め、同部に次のように加える。

姉金集会所	浜田市大金町イ 837 番地 2
-------	------------------

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 1 号」に、「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

浜田市職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例について

浜田市職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の給与の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正)

第1条 浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第31条中「、これに」を「及びこれに」に、「及び」を「、初任給調整手当の月額並びに」に改める。

(浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年浜田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項の改正規定の次に次のように加える。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「医療職4級職員」という。）に対しては、支給しない。

第12条第3項の改正規定中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「同項第2号」を「前項第2号」に改める。

第13条の改正規定を次のように改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(医療職4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「場合」の次に「(医療職4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び医療職4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親

族」の次に「(医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「医療職 4 級職員から医療職 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「医療職 4 級職員以外の職員から医療職 4 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「(医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第 1 項の規定による届出に係るもの

の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職4級職員が医療職4級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職4級職員以外のものが医療職4級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附則第1項ただし書中「附則第6項」を「附則第6項から第8項まで」に改める。

附則第6項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)」を付し、同項中「改正後の条例」の次に「第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「6,500円、同項第2号」を「6,500円、前項第2号」に改め、「同条第1項中」の次に「扶養親族(医療職4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、」を、「その旨を含む。）」と、」の次に「同項第1号中「場合(医療職4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中」を加え、「場合を除く。）」と」を「場合及び医療職4級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」と」に、「同条第3項中」を「同条第2項中「扶養親族(医療職4級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職4級職員から医療職4級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職4級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職4級職員以外の職員から医療職4級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るもの

がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号」と、「」に改め、「これらの日が」と」の次に「、「第 1 号又は 3 号」とあるのは「第 1 号」と」を、「支給額の改定」と」の次に「、同項第 2 号中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と」を加え、附則に次の 2 項を加える。

7 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 12 条第 1 項ただし書並びに第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、改正後の条例第 12 条第 3 項及び第 13 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職 4 級職員から医療職 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（医療職 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び医療職 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職 4 級職員から医療職 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職 4 級職員以外の職員から医療職 4 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中

「扶養親族（医療職第 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」
とあるのは「扶養親族」とする。

- 8 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 12 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の条例第 12 条第 3 項及び第 13 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「、前項第 2 号」とあるのは「(医療職 4 級職員にあつては、3,500 円)、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職 4 級職員から医療職 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（医療職 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び医療職 4 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職 4 級職員から医療職 4 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職 4 級職員以外の職員から医療職 4 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職 4 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（医療職 4 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 3 号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等」と、同項第 4 号中「扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの」とする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

議案第 6 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 第 1 項中「適合証」を「適合証等」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項の登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）」を、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）」を加え、同表第 2 項、第 3 項及び第 4 項中「適合証」を「適合証等」に改める。

別表第 10 第 1 項中「適合証」を「適合証等」に改め、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書」を加え、同表第 3 項及び第 4 項中「適合証」を「適合証等」に改める。

別表第 11 第 1 項第 1 号中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 10 条第 1 号イ(1)」に改め、同号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第 2 号中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に改め、同項第 3 号ア中「登録建築物調査機関又は」を削る。

別表第 13 第 1 項第 1 号ア中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第 3 号ア中「登録建築物調査機関又は」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

浜田市弥栄運動広場施設条例の制定について

浜田市弥栄運動広場施設条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市弥栄運動広場施設条例

(目的及び設置)

第1条 スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市弥栄運動広場施設（以下「運動広場施設」という。）を浜田市弥栄町長安本郷223番地1に設置する。

(管理)

第2条 運動広場施設の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(開場時間)

第3条 運動広場施設の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第4条 運動広場施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める使用をするとき。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受

けた使用の目的に違反したとき。

- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、運動広場施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第6条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の禁止)

第8条 運動広場施設においては、次の行為をしてはならない。ただし、市が行うもの及び第4条第1項又は第6条の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(使用料)

第9条 使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、教育委員会に使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さ

ない理由その他教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第 5 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 13 条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例（平成 29 年浜田市条例第 号）の規定による改正前の浜田市運動広場施設条例（平成 17 年浜田市条例第 182 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

区分		使用料（占用使用）	
		市民	市民以外
運動広場施設 （1時間当たり）	中学生以下	160円	330円
	一般	330円	670円
休憩所	半日	510円	1,020円
	1日	1,020円	2,050円

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。
- 2 1時間を単位とする使用の使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。

議案第 8 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表杉の子学級放課後児童クラブの項中「70 人」を「50 人」に改め、同項の次に次のように加える。

杉の子第 2 学級放課後児童クラブ	浜田市黒川町 3738 番地 4	35 人
-------------------	------------------	------

第 2 条の表さくら学級放課後児童クラブの項中「70 人」を「40 人」に改め、同項の次に次のように加える。

さくら第 2 学級放課後児童クラブ	浜田市竹迫町 2396 番地 2	40 人
-------------------	------------------	------

第 2 条の表三隅小児童クラブの項中「50 人」を「60 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例（平成 18 年浜田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表軽度生活援助員派遣サービスの項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例及び浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

(浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号アを次のように改める。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「保険法」という。）第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護及び保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業

第 3 条第 3 号ア中「第 8 条の 2 第 9 項」を「第 8 条の 2 第 7 項」に改める。

第 10 条第 1 号アを次のように改める。

ア 保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等

第 10 条第 3 号アを次のように改める。

ア 保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は同条第 4 項に規定する要支援者

第 11 条第 4 項中「第 53 条第 1 項」を「第 115 条の 45 第 1 項第 1 号」に、「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に改める。

別表第 2 デイサービスの項中「第 41 条第 4 項」を「第 42 条の 2 第 2 項第 2 号」に改める。

(浜田市三隅デイサービスセンター条例の一部改正)

第 2 条 浜田市三隅デイサービスセンター条例（平成 17 年浜田市条例第 280 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「事業及び法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護事業」を「及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業」に改める。

第 9 条第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等

第 10 条第 2 項中「第 53 条第 1 項」を「第 115 条の 45 第 1 項第 1 号」に、「居宅要支援被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市三隅中央会館条例の一部改正)

第1条 浜田市三隅中央会館条例(平成17年浜田市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第1条中「石州和紙の手すきの技術の伝承」を「スポーツの振興及び文化の向上」に改める。

第2条を次のように改める。

(管理)

第2条 中央会館の管理は、浜田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

2 教育委員会は、中央会館の管理を、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を削る。

第6条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第4条とする。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 12月28日から翌年の1月4日まで

第7条第3項第3号後段を削り、同条を第5条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

別表中「第11条」を「第9条」に改め、同表 1 多目的研修集会施設利用料金の上限額の表中

「

1 多目的研修集会施設利用料金の上限額
(1) 施設利用料金 を

」

「

1 施設利用料金の上限額 に、

」
「
(2) 設備利用料金 を
」
「
2 設備利用料金の上限額 に
」

改め、同表 2 和紙の郷利用料金の上限額の表を削る。

(浜田市旭公園運動施設条例の一部改正)

第 2 条 浜田市旭公園運動施設条例（平成 17 年浜田市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民球場の項から市民体育館の項までの規定位置の欄を次のように改める。

浜田市旭町今市 964 番地
浜田市旭町今市 964 番地
浜田市旭町今市 964 番地
浜田市旭町今市 964 番地
浜田市旭町今市 651 番地 2

第 3 条中「市長」を「、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、「ものとする」を削る。

第 4 条ただし書中「市長が必要」を「教育委員会は、必要がある」に改める。

第 5 条ただし書中「市長は必要」を「教育委員会は、必要がある」に改める。

第 6 条の見出し中「使用の」を「使用」に改め、同条第 1 項中「市長」を「あらかじめ教育委員会」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 7 条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条に次の 1 項を加える。
2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、教育委員会は其の賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

第 8 条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(使用料)

第 10 条 使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、教育委員会に使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めるときは、この限りでない。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条の見出し及び同条本文中「使用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第 11 条 教育委員会は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例の一部改正)

第 3 条 浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例(平成 18 年浜田市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「運動施設の管理は」を「教育委員会は、運動施設の管理を」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

運動施設の管理は、浜田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

第 6 条ただし書、第 11 条第 1 項及び第 12 条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(浜田市岡見スポーツセンター条例の一部改正)

第 4 条 浜田市岡見スポーツセンター条例(平成 18 年浜田市条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「スポーツセンターの管理は」を「教育委員会は、スポーツセンターの管理を」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

スポーツセンターの管理は、浜田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

第 5 条ただし書、第 10 条第 1 項及び第 11 条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 73 号）の規定により市長がした指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、同条例の規定により浜田市教育委員会がした指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為とみなす。
- 3 施行日前に、第 1 条の規定による改正前の浜田市三隅中央会館条例、第 2 条の規定による改正前の浜田市旭公園運動施設条例、第 3 条の規定による改正前の浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例及び第 4 条の規定による改正前の浜田市岡見スポーツセンター条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の浜田市三隅中央会館条例、第 2 条の規定による改正後の浜田市旭公園運動施設条例、第 3 条の規定による改正後の浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例及び第 4 条の規定による改正後の浜田市岡見スポーツセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 12 号

浜田市石州和紙会館条例の制定について

浜田市石州和紙会館条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市石州和紙会館条例

(目的及び設置)

第1条 国の重要無形文化財に指定され、及びユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙その他の石州和紙の手すき技術の伝承を図るとともに、その情報発信及び普及を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市石州和紙会館(以下「和紙会館」という。)を浜田市三隅町古市場589番地に設置する。

(管理)

第2条 和紙会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 和紙会館の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) 和紙会館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和紙会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第4条 和紙会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第5条 和紙会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(利用許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
- (4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

（利用の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、和紙会館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

（特別設備等の制限）

第8条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第9条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用料金）

第10条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第 11 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 13 条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第 7 条第 1 項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 15 条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、スポーツ施設の管理の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 29 年浜田市条例第 号）の規定による改正前の浜田市三隅中央会館条例（平成 17 年浜田市条例第 286 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 10 条関係）

区分		利用料金の上限額 (1 人 1 回当たり)
手すき和紙体験	はがき判（2 枚）作成	540 円
	色紙判（2 枚）作成	1,620 円
	A3 版（1 枚）作成	1,290 円

備考

- 1 特別の費用を要する材料又は方法により手すき和紙体験を行う場合は、その実費を徴収する。
- 2 機械装置その他の設備器具の利用料金の上限額は、規則で定める。

議案第 13 号

浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例について

浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市運動広場施設条例の一部を改正する条例

浜田市運動広場施設条例（平成 17 年浜田市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表波佐山村広場の項中「金城町長田口 192 番 4」を「金城町長田口 192 番地 4」に改め、同表弥栄運動広場施設の項を次のように改める。

市木ふれあい広場	浜田市旭町市木 3903 番地
----------	-----------------

別表を次のように改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

名称	区分		使用料	
波佐山村 広場	多目的広場		1団体につき1時間当たり	540円
	テニスコート		1人につき1回当たり	54円
	ゲートボール場		1人につき1回当たり	54円
市木ふれ	屋根付催事	占有使用	1区画につき1時間当たり	200円
	スペース		1区画につき1日当たり	1,200円
あい 広場	多目的保管 庫	占有使用	1時間当たり	300円
			1日当たり	1,800円
	運動場	占有使用	1時間当たり	500円
			1日当たり	3,000円
	体育館	占有使用	1時間当たり	1,000円
			1日当たり	6,000円

備考

- 1 「1日当たり」とは、1日の使用が6時間を超える場合をいう。
- 2 1時間を単位とする使用の使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。

議案第 14 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

路線番号	路線名	起 点	延長	敷地 の	敷地 の
		終 点		最大幅員	最小幅員
02-3-056	有福56号線	大金町口352番3地先 大金町口431番4地先	1,165.0 m	9.0 m	4.0 m
02-3-057	有福57号線	大金町口401番5地先 大金町口474番3地先	125.0 m	25.8 m	7.2 m
		以下余白			

認 定

